

障害児福祉手当・特別障害者手当

日常生活において常時介護を必要とする重度障害児・重度障害者の皆さんに、その負担の軽減を図ることを目的として、障害児福祉手当・特別障害者手当が支給されます

まずは、お近くの福祉事務所担当窓口まで御相談ください。

1 手当を受けることができる方

《障害児福祉手当》

日常生活において、常時介護を必要とする重度障害児（20歳未満であって別表に定める程度の障害を有する人）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障害児が ①障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
②障害児入所施設などの施設に入所しているとき

《特別障害者手当》

日常生活において、常時特別の介護を必要とする重度障害者（20歳以上であって別表に定める程度の障害を重複して有する人等）です。

次のような場合は、手当は支給されません

- 障害者が ①障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき
②病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき

別表 該当となる障害の程度

区 分	障害児福祉手当	特別障害者手当
視 覚	両目の視力の和が0.02以下のもの	両目の視力の和が0.04以下のもの
聴 覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
下 肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を1/2以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
その他	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
精 神	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
重複障害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの	

* 特別障害者手当については、各障害区分の重複がある場合 等です。

2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、住所地の市町村の障害福祉担当窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。福祉事務所長の認定を受けることにより支給されます。

- ① 受給資格者（障害児・者の方）の謄本又は抄本
- ② 所定の診断書（市町村受付日の原則3か月以内のもの）
- ③ 所得状況届
- ④ 個人番号カード、もしくは通知カード等と本人確認書類
- ⑤ その他必要書類

3 手当の支払及び手当額

手当は福祉事務所長の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、2月、5月、8月、11月の年4回、支払月の前月までの分（3ヶ月分）が請求時に指定した口座（受給者本人名義）へ支払われます。

《手当額 月額》

	R4.4～	R5.4～
障害児福祉手当	14,850円	15,220円
特別障害者手当	27,300円	27,980円

※障害児福祉手当及び特別障害者手当の額は、年金と同様、毎年消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

4 支給制限

受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の生計を維持している扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の支給が停止されます。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人所得額（注1）	配偶者・扶養義務者所得額（注2）
0人	3,604,000円未満	6,287,000円未満
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

（注1）本人所得額には、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、1人につき上記金額に100,000円、特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき250,000円が加算されます。

（注2）配偶者・扶養義務者所得額には、扶養親族等の数が2人以上で扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円が加算されます。

「所得額」＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）－諸控除（◆下表参照）

住民税の課税に際して以下のような控除が行われた場合には、所得額から一定額が控除されます。

◆「諸控除」の種類及び額

- | | | | |
|-----------------------|--|--------------------|-----------------|
| ・勤労学生控除 | 270,000 円 | ・雑損、医療費、小規模企業共済等掛金 | 当該控除額 |
| ・配偶者特別控除 | | | 当該控除額（最高 33 万円） |
| ・社会保険料控除 | （受給資格者本人） | | 当該控除額 |
| ・社会保険料相当額（配偶者及び扶養義務者） | 80,000 円 | | |
| ・寡婦（夫）控除 | 270,000 円（子を扶養し、かつ所得が 500 万円以下の寡婦 350,000 円） | | |
| ・障害者控除（※） | 270,000 円 | ・特別障害者控除（※） | 400,000 円 |

（※）障害者・特別障害者控除について、受給資格者本人の所得から控除できるのは、障害者である控除対象配偶者又は扶養親族に係るものに限りです。

5 手当を受けている方の届け出

手当を受給している方は、次のような場合届出をしていただくことになっています。忘れずに市役所又は町村役場に届け出てください。

◇受給資格がなくなった時……受給資格喪失届を提出していただきます。

次のような場合は受給資格がなくなります。該当する場合は届け出てください。

《障害児福祉手当を受給している方》

- ① 障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 障害児入所施設などの施設に入所したとき
- ③ 20 歳に達したとき

《特別障害者手当を受給している方》

- ① 障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき
- ② 病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院したとき

《経過措置による福祉手当を受給している方》

- ① 障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ② 養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき

◇受給者が死亡した時…… 死亡届を戸籍法の届出義務者に提出していただきます。

◇氏名や住所を変更する時……変更届を提出していただきます。

◇現況の届出……手当を受給されている方は毎年提出していただきます。

毎年8月12日から9月11日までの間に前年の所得状況の確認のため所得状況届（現況届）を提出していただきます。福祉事務所から通知が来たら忘れずに提出してください。

受給資格がないのに届出をしないまま手当を受給し、後日資格喪失の事実が判明した場合は遡って手当を返還していただくことになります。返還金が生じないようにご注意ください。